

最高裁秘書第240号

令和3年2月15日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



司法行政文書開示通知書

令和2年12月14日付け（同月16日受付、第020781号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

令和2年4月1日付け契約書（司法研修所宿泊棟リネン類クリーニング業務）
(片面で9枚)

2 開示しないこととした部分とその理由

1の文書には、公にすることにより法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報（印影）が記載されており、この情報は、行政機関情報公開法第5条第2号イに定める不開示情報に相当することから、この情報が記載されている部分を開示しないこととした。

3 開示の実施方法

写しの交付

担当課 秘書課（文書室） 電話03（3264）5652（直通）

契 約 書



司法研修所宿泊棟リネン類クリーニング業務（以下「業務」という。）に関し、発注者司法研修所（以下「発注者」という。）と受注者株式会社ハシモト洗工（以下「受注者」という。）とは、次の条項及び別紙仕様書（以下「仕様書」という。）により請負契約を締結し、信義に従い誠実にこれを履行するものとする。

（業務の内容）

第1条 発注者は、受注者に対し、仕様書に定める業務を注文し、受注者はこれを請け負い、誠実に履行する。

2 受注者は、発注者に対し、業務の履行義務を負い、発注者は、発注者として受注者の業務の履行に必要な協力義務を負う。この場合、発注者は、受注者が業務を処理するために必要な最小限度の施設（場所）、備品等を無償で提供する。

（業務の名称、場所等）

第2条 業務の名称、場所、期間、請負代金及び予定総額は、次のとおりとする。

(1) 名称 司法研修所宿泊棟リネン類クリーニング業務

(2) 回収及び納品場所

ア 埼玉県和光市南二丁目3番8号 司法研修所ひかり寮

イ 埼玉県和光市南二丁目3番5号 司法研修所別館なごみ寮

(3) 期間 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

(4) 請負代金 クリーニング1枚当たりの単価

ア シーツ（大） 金280円

イ シーツ（小） 金250円

ウ 枕カバー 金150円

エ バスマット 金180円

（消費税及び地方消費税を含む。）

(5) 予定総額 金1,532,100円

（うち消費税及び地方消費税相当額 金139,281円を含む。）

（契約保証金）

第3条 受注者は、契約保証金の納付を要しないものとする。

（権利義務の譲渡等の制限）

第4条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させなければならない。ただし、書面による発注者の承諾を受けた場合は、この限りでない。

（下請等の制限）

第5条 受注者は、業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることについて、あらかじめ書面により発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。この場合、受注者は、下請負人の名称その他の必要な事項を記載した書面により発注者に承認を求めなければならない。

（業務の監督）

第6条 発注者は、受注者の業務につき必要な監督を行うため、監督職員を定めて次に掲げ



る事項を行わせることができる。

- (1) 業務の履行に関する受注者との連絡調整
- (2) 受注者が提出する書類の調査
- (3) 業務の管理、立ち会い、指示、承諾又は協議

(損害の負担)

第7条 業務の施行に伴い生じた損害（業務の瑕疵を原因として生じた損害を含む。）は、受注者の負担とする。ただし、その損害が発注者の責めに帰すべき事由により生じた場合又は天災その他の不可抗力により生じた場合は、発注者及び受注者が協議して定めるものとする。

(業務完了の検査)

第8条 受注者は、業務が完了（一部の完了を含む。）した場合には、書面により、その旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の通知を受理した場合には、その受理した日から起算して10日以内に、発注者の指定する検査職員に必要な検査をさせ、その結果を受注者に通知しなければならない。

3 受注者は、前項の検査に合格しなかった旨の通知を受理した場合には、発注者の指示に従い、遅滞なく補修その他の必要な措置を講じた上、検査職員の再度の検査を受けなければならない。

この場合における検査期間は、第2項の規定を準用する。

(代金の支払)

第9条 受注者は、前条の検査に合格した旨の通知を受理した場合には、1箇月ごとに適法な代金の支払請求書を発注者に提出するものとする。

2 発注者は、前項の支払請求書を受理した日から起算して30日（以下「約定期間」という。）以内に、受注者の指定する銀行口座に振り込む方法により支払うものとする。

(履行遅滞の賠償)

第10条 発注者は、約定期間に内に代金の支払をしなかった場合には、遅延損害金を受注者に支払わなければならない。

2 受注者は、その責めに帰すべき事由により業務を遅滞した場合には、遅延損害金を発注者に支払わなければならない。

3 前二項の遅延損害金は、第1項の場合においては支払が遅延した金額に対し、遅延日数に応じ民法に基づき算出される法定利率の割合で、前項の場合においては請負代金を日割りとした金額に対し、遅延日数に応じ民法に基づき算出される法定利率の割合で、それぞれ計算した額とする。ただし、その額に100円未満の端数がある場合は、これを切り捨て、その額が100円未満である場合はその支払を要しないものとする。

(秘密の保持)

第11条 受注者（その代理人及び使用人を含む。）は、この業務について秘密とされた事項を他に漏らしてはならない。

(発注者の契約解除権)

第12条 発注者は、受注者（その代理人及び使用人を含む。）が次の各号の一に該当する場合には、この契約を解除することができる。

- (1) この契約の条項又は仕様書に違反した場合
 - (2) 監督職員の監督又は検査職員の検査を妨げ、又は妨げようとした場合
 - (3) 詐欺その他の不正行為をし、又はしようとした場合
 - (4) その他この契約の目的を達することができないと認められる場合
- 2 前項の規定による契約の解除に伴う必要な費用は、受注者の負担とする。
- 3 発注者は、第1項の規定により契約を解除した場合において、業務の既済部分で検査に合格したものがあるときは、これに相当する代金を受注者に支払わなければならない。
(受注者の契約解除権)

第13条 受注者は、発注者がこの契約の条項又は仕様書に違反し、又は著しくこれと異なる指示をしたため、業務を実行することが不能となった場合には、この契約を解除することができます。

- 2 前項の規定による契約の解除に伴う必要な費用は、発注者の負担とする。
- 3 受注者が第1項の規定により契約を解除した場合において、業務の既済部分で検査に合格したものがあるときは、発注者は、これに相当する代金を受注者に支払わなければならない。

(違約金)

第14条 前二条の規定により契約が解除された場合には、受注者又は発注者は、違約金として請負代金の10分の1に相当する金額を発注者又は受注者の指定する期限内に支払わなければならない。

(談合等の不正行為にかかる違約金)

第15条 受注者は、この契約に関し、次の各号のいずれかに該当する場合には、発注者の請求に基づき、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期限内に支払わなければならない。

- (1) 受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定した場合(同委員会が、受注者に対して、独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行い、又は確定した当該納付命令を独占禁止法第51条第2項の規定により取り消した場合を含む。)
- (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定による排除措置命令(これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体(以下「受注者等」という。)に対して行われた場合は、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていない場合は、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。ただし、受注者が独占禁止法第19条の規定に違反した場合であって当該違反行為が独占禁止法第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方

法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売の場合など発注者に金銭的損害が生じない行為として、受注者がこれを証明し、その証明を発注者が認めたときはこの限りでない。

- (3) 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (4) 受注者又は受注者の代理人の刑法第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき
- 2 受注者は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ、次の各号の一に該当する場合には、前項の予定総額の10分の1に相当する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として発注者の指定する期限内に支払わなければならない。
- (1) 前項第2号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の2第7項の規定の適用があるとき。
- (2) 前項第4号に規定する刑に係る確定判決において、受注者又は受注者の代理人（受注者が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
- (3) 受注者が発注者に対し、独占禁止法に抵触する行為をしていない旨の誓約書を提出しているとき。
- 3 受注者は、契約の履行を理由として、前二項の違約金を免れることができない。
- 4 第1項及び第2項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。
- （談合等の不正行為にかかる発注者の契約解除及び違約金に関する遅延利息）
- 第16条 受注者が前条の違約金を発注者の指定する期限内に支払わない場合は、発注者は何らの通知催告を要せずこの契約の全部又は一部を解除することができるものとし、受注者は当該期限を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、民法に基づき算出される法定利率の割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。
- （属性要件に基づく契約解除）
- 第17条 発注者は、受注者が次の各号の一に該当すると認めるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。
- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同法第2条第6号に規定する暴力団員又は第32条第1項第2号ないし第4号に規定する者及び団体をいう。以下同じ。）であるとき。

- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれを利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(行為要件に基づく契約解除)

第18条 発注者は、受注者が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第19条 受注者は、前二条のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 受注者は、前二条各号の一に該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を再請負人等（再請負人（再請負が数次にわたるときは、すべての再請負人を含む。）、受任者（再委任以降のすべての受任者を含む。）及び再請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

(再請負契約等に関する契約解除)

第20条 受注者は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負契約人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者に該当する再請負人等との契約を解除させるようにしなければならない。

2 発注者は、受注者が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該解除対象者である再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者である再請負人等との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第21条 発注者は、第16条、第17条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより受注者に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することを要しない。

2 受注者は、発注者が第16条、第17条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、発注者に損害が生じたときは、第14条に定める方法等に従いその損害を賠償するものとする。

(不当要求等に関する通報等)

第22条 受注者は、自ら又は再請負人等が、暴力団又は暴力団員等、社会運動・政治運動

標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下「不当要求等」という。)を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当要求等の事実を発注者に報告し、さらに、警察への通報及び捜査上必要な協力をを行うものとする。

(紛争の解決)

第23条 この契約書の各条項において発注者及び受注者が協議して定めるものにつき、協議が調わない場合、その他この契約に関し発注者受注者間で紛争が生じた場合には、発注者及び受注者が協議により選任した者のあっせん又は調停によりその解決を図る。この場合における紛争の処理に要する費用は、発注者受注者が協議して特別の定めをしたもの除き、各自これを負担する。

(契約の疑義)

第24条 この契約に定めのない事項その他疑義のある場合には、発注者及び受注者が協議して定めるものとする。

この契約の証として、本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自これを保有する。

令和2年4月1日

発注者 埼玉県和光市二丁目3番8号
司法研修所
司法研修所事務局長

染 谷 武



受注者 埼玉県和光市本町23番8号
株式会社ハシモト洗工
代表取締役

橋 本 潤



仕様書

1 業務の名称

司法研修所宿泊棟リネン類クリーニング業務

2 リネン類回収及び納品場所

- (1) 埼玉県和光市南二丁目3番8号 司法研修所ひかり寮
- (2) 埼玉県和光市南二丁目3番5号 司法研修所別館なごみ寮

3 業務の期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

4 業務予定数量

別表のとおり

5 業務の内容等

- (1) 発注者は、別表に記載の司法研修所宿泊棟のリネン類について、クリーニング業務を実施する。
- (2) リネン類の回収及び納品は、1週間に1回とし、回収日及び納品の日時は、双方協議の上、定めることとする。

なお、定められた日に発注者の特定する場所（詳細は契約締結後指示するが、司法研修所内6箇所を予定）からリネン類を回収してクリーニングを実施し、次週予定されている研究会等で利用するのに支障がないように納品する。

6 契約形態

司法研修所宿泊棟のリネン類（シーツ、枕カバー、バスマット）のクリーニング業務は、各1枚当たりの単価契約とする。

7 業務代金の支払

発注者は、納品の都度、その枚数を確認し、受注者は、6の各契約単価に基づき、毎月その代金を請求する。発注者は、受注者に対し、その代金を支払う。

8 業務上の注意

クリーニング業務中に汚破損が生じた場合には、受注者は、速やかに発注者に報告し、必要な処置を行う。

9 その他の事項

この仕様書に定めのない事項その他疑義のある場合には、その都度、発注者及び受注者が協議して定めるものとする。

(別表)

司法研修所宿泊棟クリーニング業務予定数量

リネン類

品目	サイズ	予定数量				合計
		ひかり寮	別館なごみ寮	小計		
1 *シーツ	大	440 枚	0 枚	440 枚	3,220 枚	3,660 枚
	小	0 枚	3,220 枚	3,220 枚		
2 枕カバー	大小共通	220 枚	1,610 枚	1,830 枚	1,830 枚	1,830 枚
3 バスマット	一種類のみ	220 枚	1,610 枚	1,830 枚	1,830 枚	1,830 枚

予定数量（概数）については、あくまで予定であり、研究会等の参加人数により増減があります。

*ベッドメイキングの際、シーツはアッパー用（上布団包み）とアンダー用（敷布）で1回に2枚使用します。

